

物納財産の順位及び財産の範囲についての改正

平成 29 年度税制改正において、物納財産の順位及び財産の範囲の見直しが行われ、税制改正大綱では未定となっていた適用開始時期が、「平成 29 年 4 月 1 日以降の物納申請分から適用」となりました。

これにより、相続開始の時期が平成 29 年 4 月 1 日より前であったとしても、物納申請時期が平成 29 年 4 月 1 日以降であれば、改正後の物納財産の順位及び財産の範囲の適用を受けることとなりますので、昨今の地政学的リスクを背景に相続開始時期より値下がりした上場株式の物納を検討するといった、物納戦略がとりやすくなったと考えられます。

(1) 物納の要件

物納の許可を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たしていなければなりません。

- ① 延納によっても金銭納付が困難な事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。
- ② 申請財産は定められた種類の相続財産であり、かつ、定められた順位によっていること。←今回の改正項目
- ③ 期限内にされた申請であること。
- ④ 物納適格財産であること。

(2) 物納に充てることのできる財産の順位及び財産の範囲の改正内容について

順位	改正前	改正後
第1順位	①国債、地方債、不動産、船舶	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、※1上場株式等
	②上記①のうち物納劣後財産に該当するもの	②上記①のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③社債（特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含みますが、短期社債等は除かれます。）、株式（特別の法律により法人の発行する出資証券を含みます。）、証券投資信託又は貸付信託の受益証券	③※2 非上場株式等
	④上記③のうち物納劣後財産に該当するもの	
第3順位	⑤動産	⑤動産

※1「上場株式等」とは次のものを指します。

(イ) 金融商品取引所に上場されている次の有価証券

・社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）・株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）・証券投資信託の受益証券・貸付信託の受益証券・新株予約権証券・投資信託の受益証券（証券投資信託を除く。）・投資証券・特定目的信託の受益証券・受益証券発行信託の受益証券

(ロ) 金融商品取引所に上場されていない次の有価証券で、その規約又は約款に投資主又は受益者の請求により投資口の払戻し又は信託契約の一部解約をする旨及び当該払戻し又は当該一部解約の請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているもの

・投資法人の投資証券・証券投資信託の受益証券

(イ)・(ロ) の具体例

(イ) 上場されている有価証券	社債、転換社債型新株予約権付社債、特殊法人債、特定社債券、株式、優先株式、新株予約権証券、ETF、REIT、JDR、ETN、日銀出資証券、優先出資証券、特定目的信託の受益証券等
(ロ) 上場されていない有価証券	オープンエンド型の証券投資信託の受益証券 オープンエンド型の投資法人が発行する投資証券 (注) 目論見書又はこれに類する書類で当該解約又は払戻しの請求を行うことができる日が1月につき1日以上であることを明らかにする書類の提出が必要となります。

※2「非上場株式等」とは次のものを指します。

○金融商品取引所に上場されていない次の有価証券

・社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）・株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）・証券投資信託の受益証券（第1順位のものを除く。）・貸付信託の受益証券

(担当:田中 正洋)